

前は不及斷申分事。

一、給人・代官百姓を召仕事、五日・七日之内は一日に五分宛、及數日は八分宛可令下行事。

一、年貢諸役皆濟仕百姓、召仕候儀仕間敷候事。

一、百姓等何事によらず申分在之、金澤に罷出候者、其者

一兩人之外は罷越間敷候。村中百姓等相催參候儀可爲曲言。但、目安場并郡奉行爲召登候儀は、可爲各別事。

元和十年二月十七日

御 印

八一 百姓借米・借銀利息等之儀御定

定

一、公儀御借米利息年中二割之事。

一、同金子利息一割之事。

一、下々借金利息年中二割之事。

一、同銀子利息二割半之事。

一、同米利息年中に四割之事。

但、前年の暮よりかし付候とも、金銀米共に可爲右之利

足事。

一、自今以後御藏入・給人地共に、諸百姓縮之事。郡奉行衆令裁許、十村切に堅可被申付。若走百姓於在之は、其年之儀は不及申、以來迄走百姓之田畠村中として令裁許、年貢

米諸役儀并御國役、十村組として沙汰可仕候。然上は、向後諸百姓及請人之取沙汰事。

一、諸百姓申分於有之は、郡奉行衆手前にて、前々より在來免相令穿鑿可及理事。

一、走百姓抱置輩於有之は、宿主之儀不及沙汰、走人共に可令行死罪事。

一、在々所々に御かし被成候御城米、村々百姓數屋別に無高下様に、郡奉行衆可有裁斷。若肝煎私曲をかまへ、小百姓申分於有之は、當村之肝煎可被處曲事、并郡奉行衆可爲越度事。

右之條々被仰出處如件。

寛永五年二月十日

山城守
安房守

八二 御城に召連候人數之儀御定

御城出入之御定

一、御一門衆 小 姓 二人

ざうり取 二人

はさみ箱 一人

但、朔日・節句・十五日には、小姓一人、ざうり取一人、はさみ箱持一人宛。

一、御城代衆 小 姓 二人

右 筆 一人

ざうり取 二人

はさみ箱 一人

朔日・節句・十五日同前。

一、人持衆 小 姓 一人

ざうり取 二人

はさみ箱 一人

朔日・節句・十五日には、小姓一人、ざうり取一人宛。

一、御はなし衆・小小姓衆・夜詰衆・當番衆・亂舞衆

小 姓 一人

ざうり取 二人

はさみ箱共に

節句・朔日・十五日には草履取一人宛。

一、鐵炮頭衆・馬廻衆・小姓衆・組はづれ衆

小 姓 一人

ざうり取 一人

朔日・節句・十五日右同前。

一、歩侍之分 草履取 一人

右御定之外人數召連候付ては、爲過錢御一門衆・御城代衆・年寄衆・人持衆之分は二百疋宛、此外には五十疋宛可出之者也。

寛永七年七月 日

横山城守
本多安房守

八三 風俗之儀御定

御 法 度

一、又若黨・小者・ざうり取脇指寸尺、柄・鞆かけて二尺五